

令和2年7月1日現在

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		従事する業務	その他重要事項	
		技能 試験	日本語 試験		雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数の設定
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃 [1試験区分]	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム ・陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 [13試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・電子機器組立て ・電気通信組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 [18試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気通信組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 [13試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土工 [18試験区分]	直接 ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 特定技能 1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備 分野特定技能 評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく機内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場であること
農水省	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・フロント、企画・広報、接客、レストランサーバー等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
	農業	36,500人	農業技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業 特定技能 1号技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 特定技能 1号技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

(注)14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計:345,150人